

事業者に対する「健康食品」の安全性等に関する認識調査結果

1 調査目的

「健康食品」を都民が使用する際の安全を確保するためには、「健康食品」を取扱っている事業者自らの取組みが必要である。

そこで、事業者が「健康食品」の安全性に対してどのような認識を持ち、取組みを行っているのか現状を把握し、委員会での検討材料とするために、本調査を行った。

2 実施対象

「平成16年度東京都健康食品取扱事業者講習会」に参加した事業者のうち、健康食品の製造者、発売元、輸入者（小売販売のみの場合を除く。）を対象とした。講習会申込み者名簿より、630社程度が対象となったと考えられる。

3 調査方法・期間

上記講習会の参加者に、講習会時にアンケート用紙を配布し、平成16年12月16日から平成17年1月14日の間に、ファクシミリで回答を求めた。

4 回収状況

(1) 回収数 65 (回収率：約10%)

(2) 回答者属性（各社従業員数）

10人未満	16.9%
11～50人	32.3%
51人～100人	4.6%
101人～500人	24.6%
501人以上	20.0%

5 結果

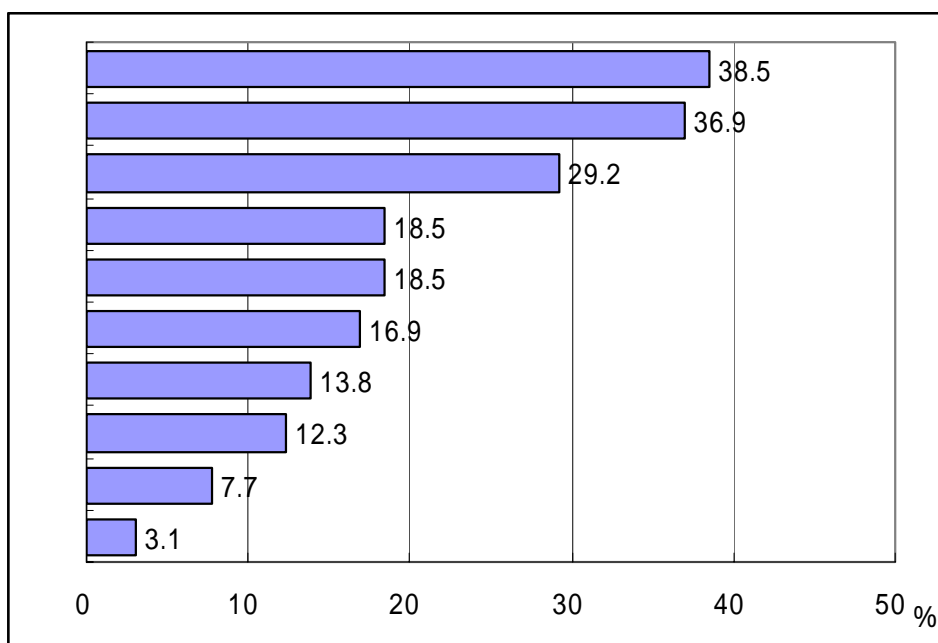
結果は、母数を65とした割合（パーセント）で表した。

1 取扱っている健康食品の安全性について、どのような根拠に基づいて判断をしていますか。（設問は複数回答ではないが、複数回答しているところあり。）

健康食品（製品）の安全性に関するヒトの臨床試験の結果	13.8
健康食品（製品）の安全性に関する動物を用いた毒性試験の結果	18.5
使われている食品素材の安全性に関するヒトの臨床試験の結果	18.5
使われている食品素材の安全性に関する動物を用いた毒性試験の結果	29.2
使われている食品素材の安全性に関する文献	36.9
使われている食品素材の安全性に関する専門家の意見	16.9
一般的に使用されている食品素材である。	38.5
既に同様なものを他社が販売している。	12.3
製造者等他の会社に任せているので、自分のところで判断していない。	3.1
その他	7.7

（内容）

- ・各原料メーカーの資料で判断
- ・製造者の見識も基準の1つ。分析センターにて成分を確認
- ・原料の検査、製品の規格基準に従った検査の実施

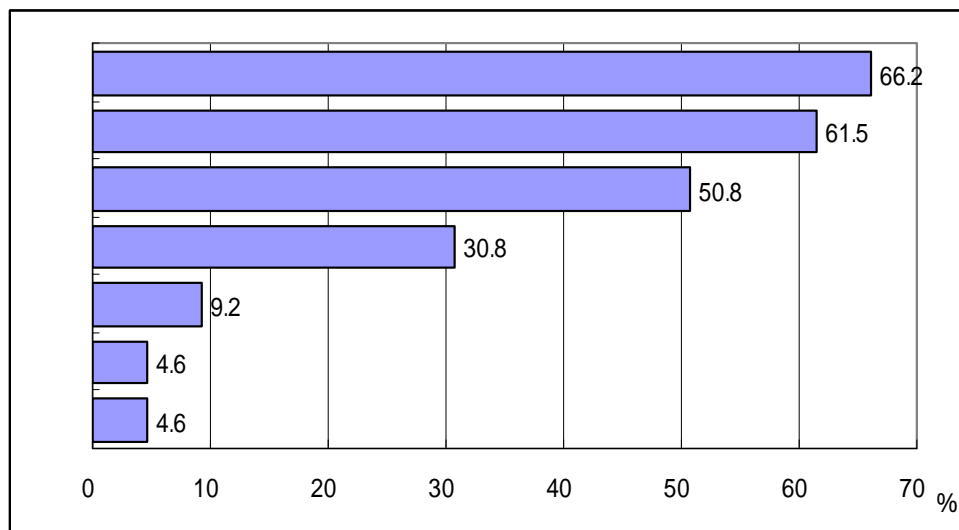


2 1で得られた安全性に関する結果を、どのように活用していますか（複数回答可）。

予想される健康への悪影響についてモニターを実施している。……………	4.6
素材の使用量の設定根拠としている。……………	50.8
1日の摂取目安量を設定する際の根拠としている。……………	61.5
製品（健康食品）のパッケージに記載する「利用する時の注意事項」の根拠としている。 ……………	30.8
消費者からの問い合わせに活用している。……………	66.2
特別に活用はしていない。……………	9.2
その他……………	4.6

（内容）

- ・ 製品発売の可否の決定
- ・ 160年の歴史と実績で証明されている。
- ・ 不安のある素材は使わない。



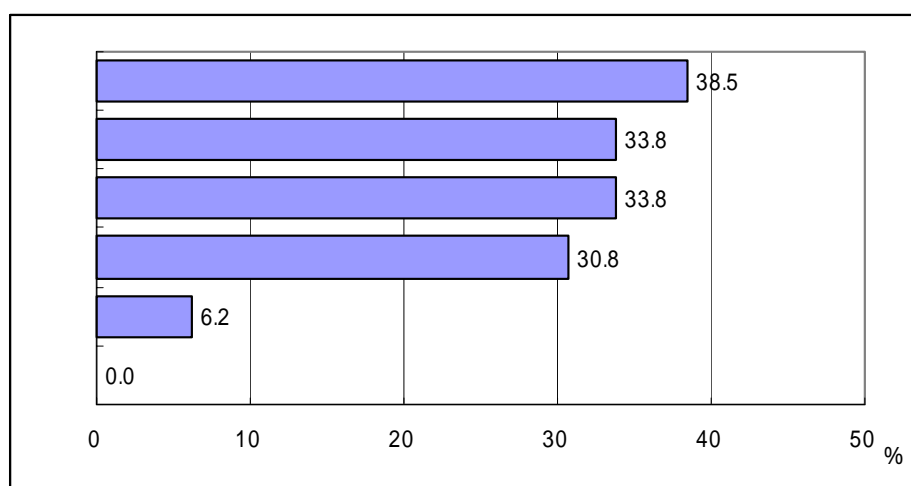
3 貴社の製品（健康食品）の品質を確保するため、どのような取組みを行っていますか（製造者の方のみお答えください。）。（設問は複数回答ではないが、複数回答しているところあり。）

自主的に衛生管理基準を作成し、実施している。 ……………	38.5
製造後、衛生検査や指標となる成分の含有量検査等を実施している。 ……………	33.8
製品の原材料混合比を固定している。 ……………	33.8
異物の混入防止のための取組みを行っている。 ……………	30.8
特別な取組みは行っていない。 ……………	0.0
その他 ……………	6.2

（内容）

- ・ 健食の GMP に対応する取組みを行っている。
- ・ ISO9001:2000 を取得している。

製造者以外であると思われる無回答数 ……………	29.2
-------------------------	------



4 消費者から次のような安全性に関する問合せがあった場合、どのような対応をとっていますか。今までにこのような問い合わせがない場合でも、想定してお答えください。

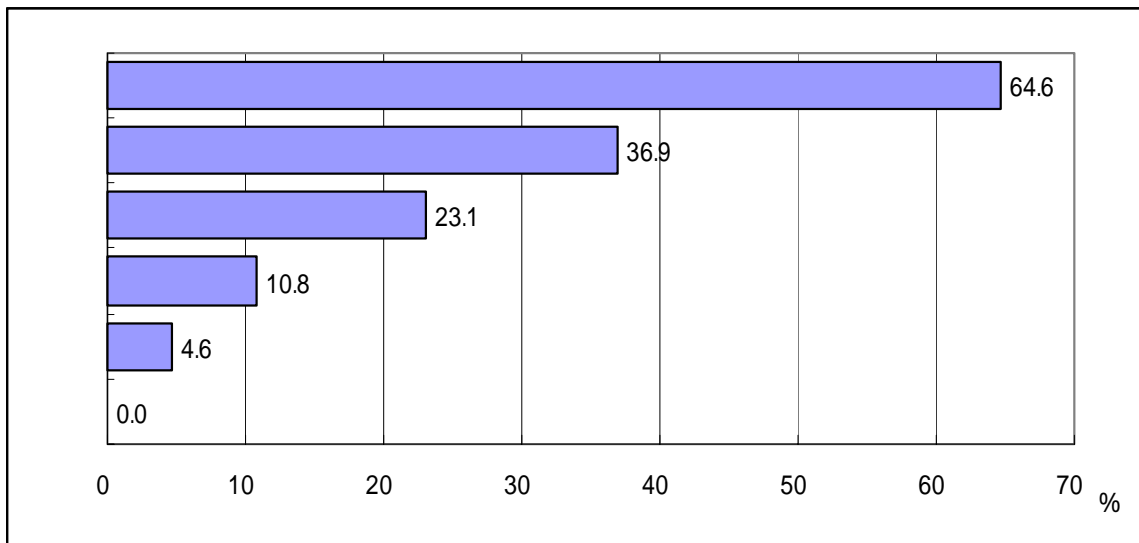
「貴社で扱っている 健康食品の安全性について教えてください。」

(設問は複数回答ではないが、複数回答しているところあり。)

健康食品（製品）の安全性に関する試験結果（文献等を含む。）について説明する。 …	36.9
使われている食品素材の安全性に関する試験結果（文献等を含む。）について説明する。	64.6
今までその健康食品（製品）を食べて問題があった人はいないから大丈夫だと説明する。	10.8
食品として使用できるものだけ使っているので大丈夫だと説明する。 ……………	23.1
今までこのような問合せがあったことがないのでわからない。 ……………	0.0
その他 ……………	4.6

(内容)

- ・ 製造元である米国本社に問い合わせる
- ・ ハンバーガーよりは安全だと思うと答える。



5 消費者から次のような安全性に関する問合せがあった場合、どのような対応をとっていますか。今までにこのような問い合わせがない場合でも、想定してお答えください(複数回答可)。

「貴社で扱っている 健康食品を食べて具合が悪くなった。」

病院に行くことを勧める。 ……………	76.9
最寄りの保健所に行くことを勧める。 ……………	4.6
詳しく話を聞き、自社で原因調査を行う。 ……………	67.7
詳しく話を聞き、自社で保健所等の行政機関へ連絡する。 ……………	13.8
今まで当社の健康食品を食べた人で具合が悪くなった人はいないため、その健康食品の問題ではないのではないかと説明する。 ……………	4.6
社内で報告体制ができているため、その処理を行う。 ……………	26.2

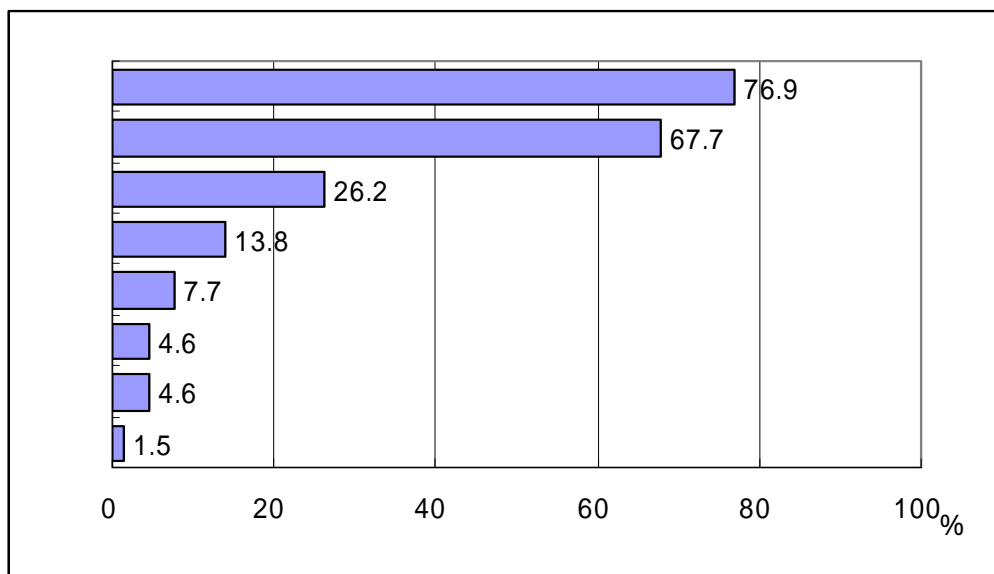
(内容)

- ・摂取の中止依頼、詳しい事情を聞き、その製品を返却してもらい、中身を確認する。必要により製造元(米国本社)に問い合わせる。
- ・製品安全性情報調査票により、まずは詳細な聞き取りをし、社内会議で対応を協議する。
- ・苦情処理体制がある。場合により、病院に連れて行き、医師に因果関係を調べてもらう。
- ・顧問医師より直接相談・対応
- ・経営トップを含め、迅速に適切な対応を協議する体制を整えている。
- ・食品コンプライアンスに係る管理マニュアルに則って行う。

よくわからない。 ……………	1.5
その他 ……………	7.7

(内容)

- ・摂取を中止して頂く。

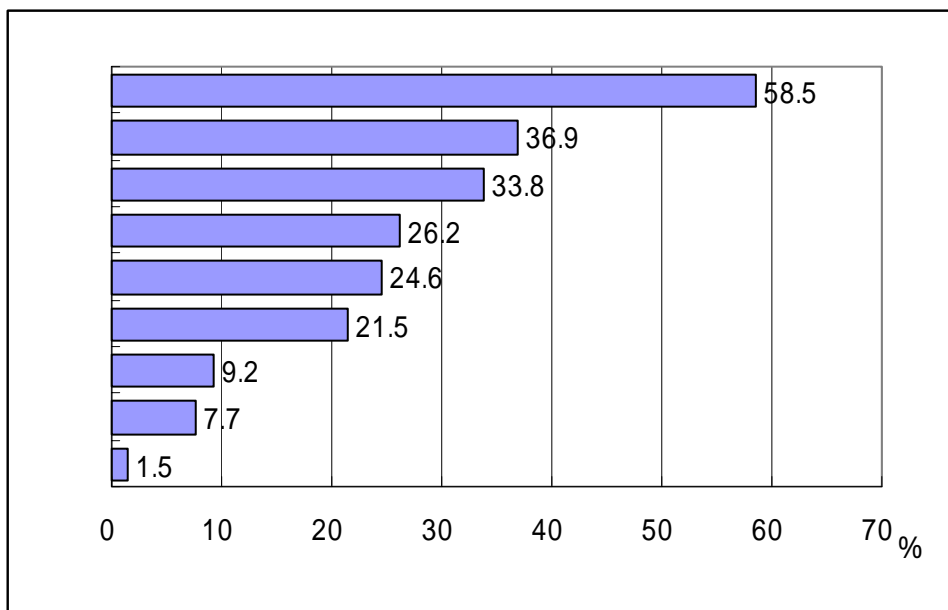


6 健康食品の有用性（機能）は、どのような根拠に基づいて判断していますか。（設問は複数回答ではないが、複数回答しているところあり。）

健康食品（製品）の有用性（機能）に関するヒトの臨床試験の結果	26.2
健康食品（製品）の有用性（機能）に関する動物を用いた試験の結果	21.5
使われている食品素材の有用性（機能）に関するヒトの臨床試験の結果	36.9
使われている食品素材の有用性（機能）に関する動物を用いた試験の結果	33.8
使われている食品素材の有用性（機能）に関する文献	58.2
使われている食品素材の有用性（機能）に関する専門家の意見	24.6
健康食品（製品）で効果のあった人がいる。	7.7
一般的に効果があると言われている（既に同様なものを他社が販売している。）。	9.2
その他	1.5

（内容）

- ・製造元の情報を元に判断

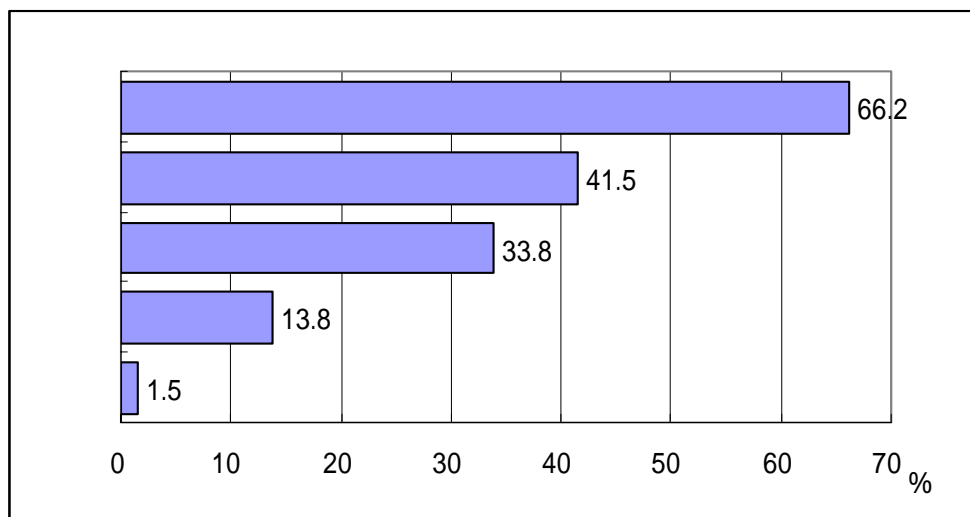


7 健康食品の有用性（機能）について消費者から問合せがあった場合に、どのような対応をとっていますか。今までにこのような問い合わせがない場合でも、想定してお答えください。（設問は複数回答ではないが、複数回答しているところあり。）

健康食品（製品）の有用性（機能）に関する試験結果（文献等を含む。）について説明する。 ……………	33.8
使われている食品素材の有用性（機能）に関する試験結果（文献等を含む。）について説明する。 ……………	66.2
今までその健康食品（製品）を食べた人がどのような結果であったか説明する。 ……	13.8
健康食品と医薬品との違いをはっきり説明する。 ……………	41.5
その他 ……………	1.5

（内容）

- ・健康維持のために役立つ情報のみを伝える。

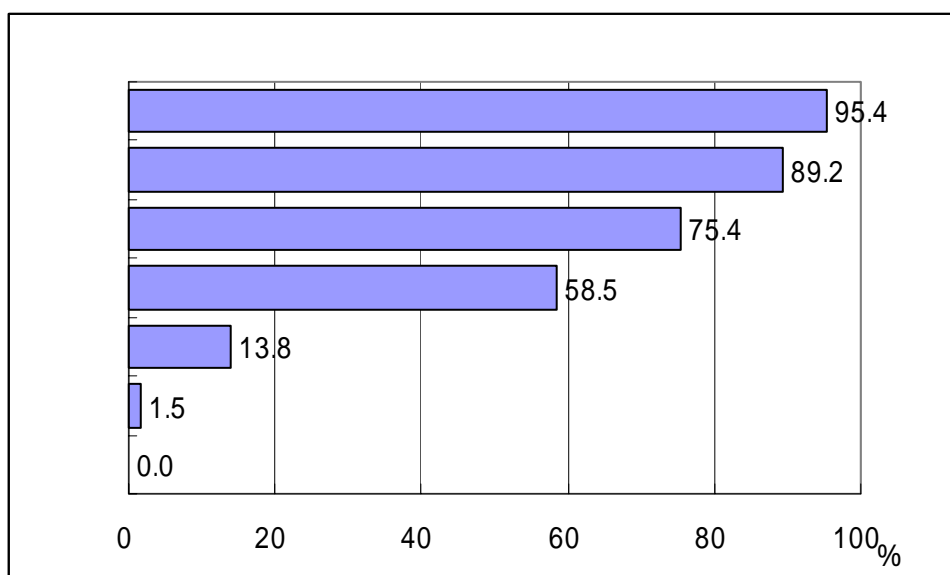


8 健康食品を取扱っている事業者の役割として、どのような責務があると考えていますか（複数回答可）。

健康食品についての正しい情報を伝える責務がある。 ……………	89.2
消費者のニーズにあった健康食品を提供する責務がある。 ……………	58.5
安全な健康食品を提供する責務がある。 ……………	95.4
美味しい健康食品を提供する責務がある。 ……………	13.8
健康食品の適切な使用（健康を保つためには、適正な食生活を行うことが大切であり、健康食品は補助的に使うことが大切である。）について伝える責務がある。 ……………	75.4
利益の追求を第一に考えるのが事業者の責務である。 ……………	0.0
その他 ……………	1.5

（内容）

- ・医学・薬学・栄養学の専門家を配置し、一人一人に対応

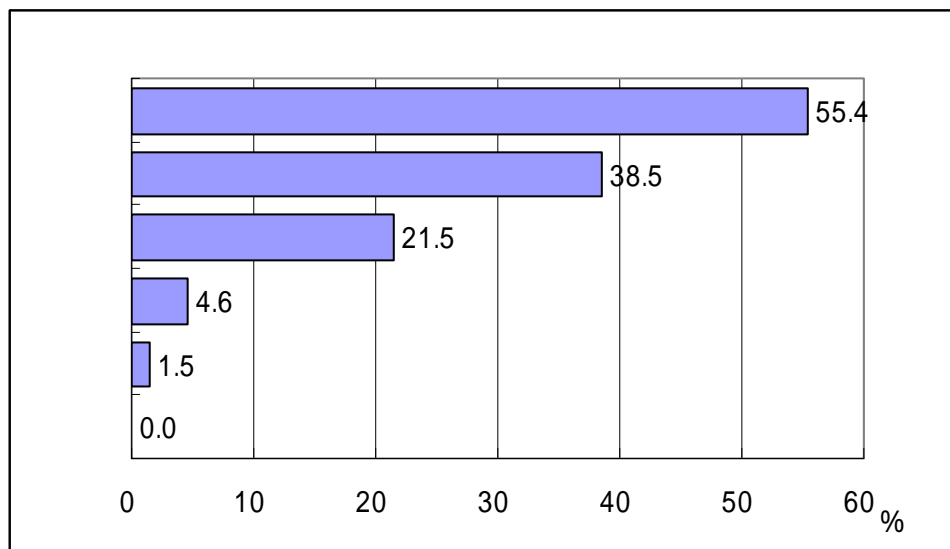


9 取扱っている健康食品の表示の確認（法律を順守しているかどうか）は、どのように行っていますか。（設問は複数回答ではないが、複数回答しているところあり。）

自社で行っている。 ……………	38.5
他の会社に頼んでいる。 ……………	4.6
保健所などの行政機関に確認に行っている。 ……………	21.5
自社で判断が難しい場合のみ、行政機関に確認を行っている。 ……………	55.4
特に行っていない。 ……………	0.0
その他 ……………	1.5

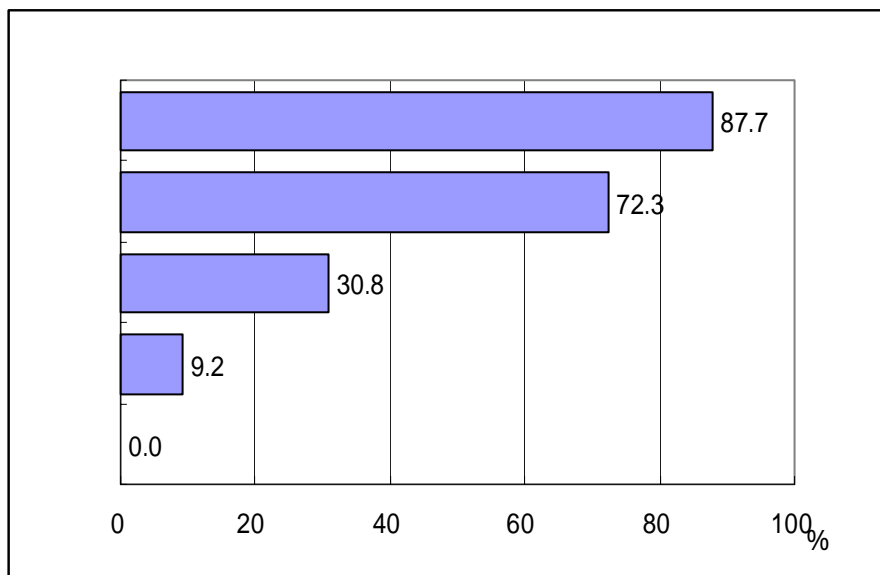
（内容）

- ・（財）日本・健康栄養食品協会の承認を受けた製品のみ取扱っており、随時確認している。



10 取扱っている健康食品の成分の確認（薬事法に抵触するような成分や有害成分が含まれていないかなど）は、どのように行っていますか（複数回答可）。

有害成分（医薬品成分、その他アルカロイド等）の有無の試験の実施	30.8
食品衛生法上問題となる金属や菌の試験の実施	72.3
原材料が何であるか（医薬品に該当する素材を使っていないか）の確認	87.7
特に何も行ってない。	0.0
その他	9.2
（内容）	
・有害成分等の可能性のある原料は使用しない。	
・農薬試験を実施	
・全ての医薬品成分、有害成分を検出することは、現実的に不可能と思う。	
・製造で確認	
無回答	1.5

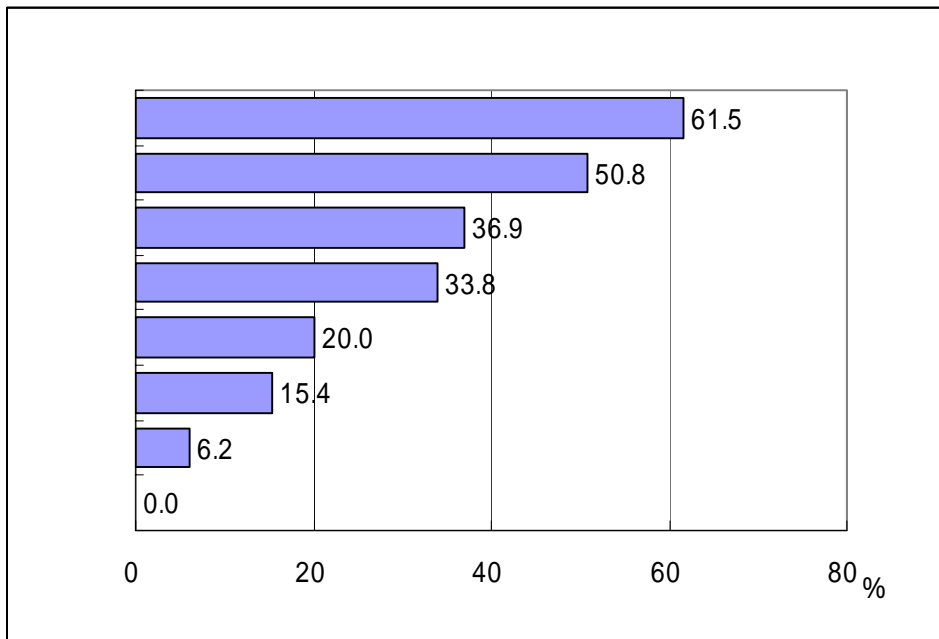


11 取扱っている健康食品に、その製品に応じて利用する時の注意事項を表示していますか（複数回答可）。

子供、妊産婦、高齢者などに対する注意事項を表示している。 ……………	50.8
特定の疾病を持っている人に対する注意事項を表示している。 ……………	36.9
特定の医薬品との相互作用についての注意事項を表示している。 ……………	20.0
飲食後に異常が生じた時の対応について表示している。 ……………	33.8
「一度に多量に使用しないこと」など、使用量や使用方法に関する注意事項を表示している。 ……………	61.5
特に注意事項を表示する必要がない食品なので、表示したことがない。 ……………	15.4
食品なので、注意事項を表示する必要性はないと思う。 ……………	0.0
その他 ……………	6.2

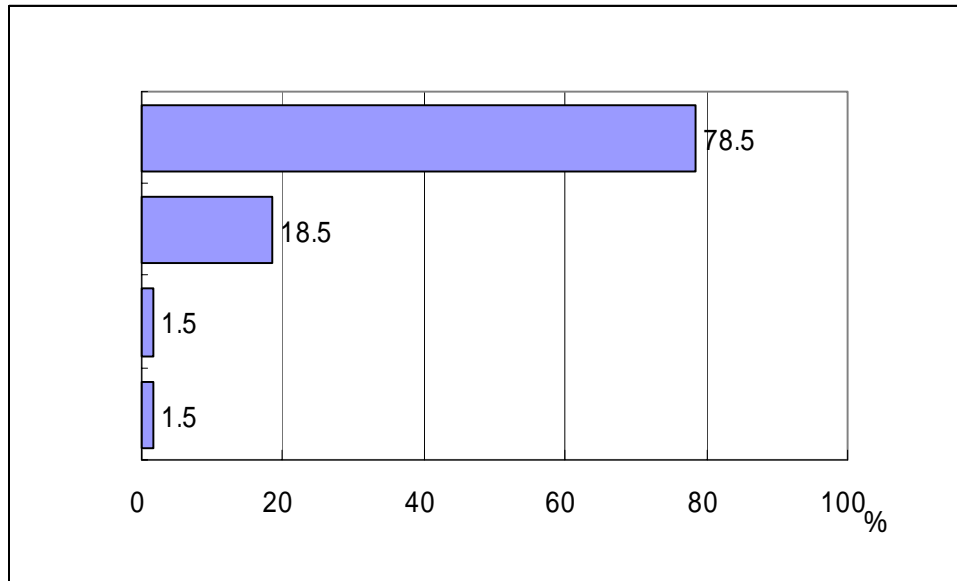
（内容）

- ・ 飲み方・保存方法・賞味期限に対してなど
- ・ すべての疾病を持っている方への注意



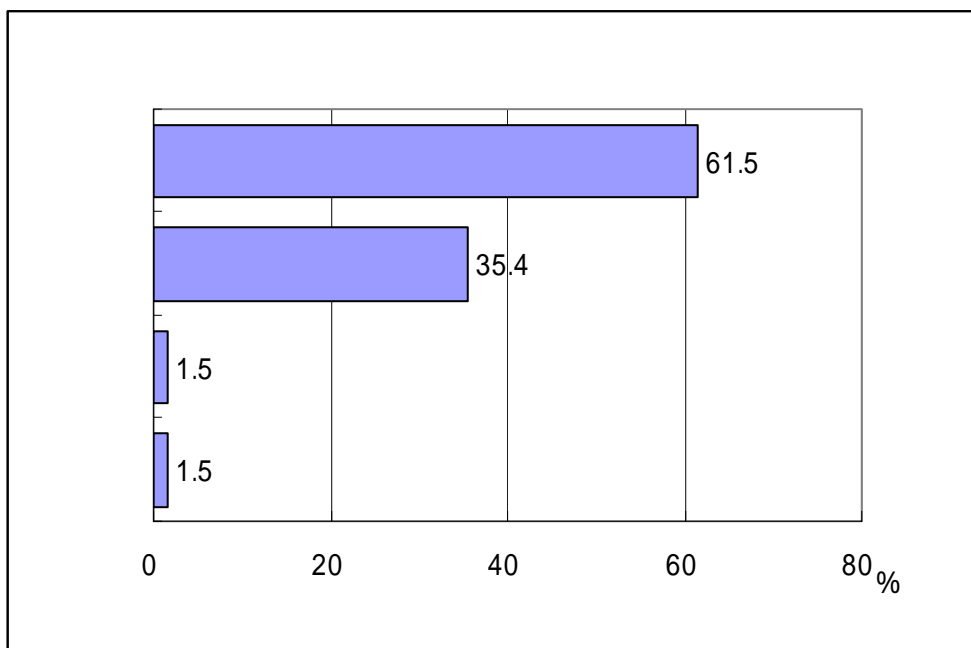
12 取扱っている健康食品に、栄養成分表示（健康増進法に基づく表示）を行っていますか。

全製品に行っている。	78.5
表示義務のある栄養成分を記載してある製品のみ行っている。	18.5
特に行っていない。	1.5
その他	1.5



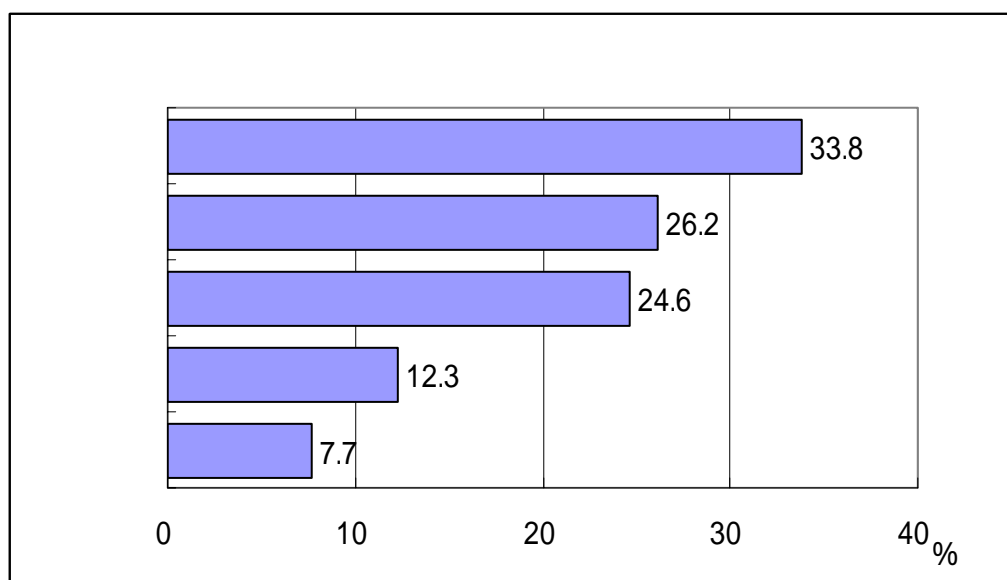
13 消費者の相談窓口を設置していますか。

消費者専用の相談窓口を設置している。	61.5
専用の相談窓口は設置していないが、問合せには対応している。	35.4
設置していないし、対応もしていない。	1.5
その他	1.5



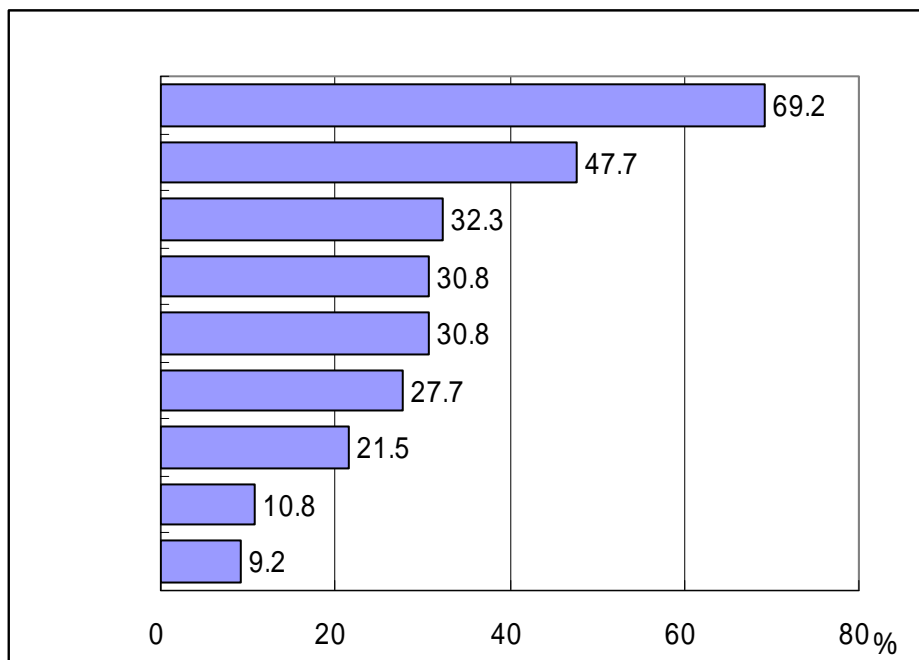
14 13で 消費者専用の相談窓口を設置していると回答した方にお尋ねします。窓口には、どのような人を設置していますか（複数回答可）。

薬剤師	26.2
栄養士	24.6
消費生活アドバイザー	7.7
NR(栄養情報担当者)、食品保健指導士、日本サプリメントアドバイザーなど	12.3
その他	33.8
(内容)	
・社員(商品に関する情報は、商品担当者より必要な資料等準備)	
・医師	
・学位を有する者が対応	
13で 以外と思われる無回答	32.3



15 貴社の製品（健康食品）に関する広告は、どのような媒体で行っていますか（複数回答可）。

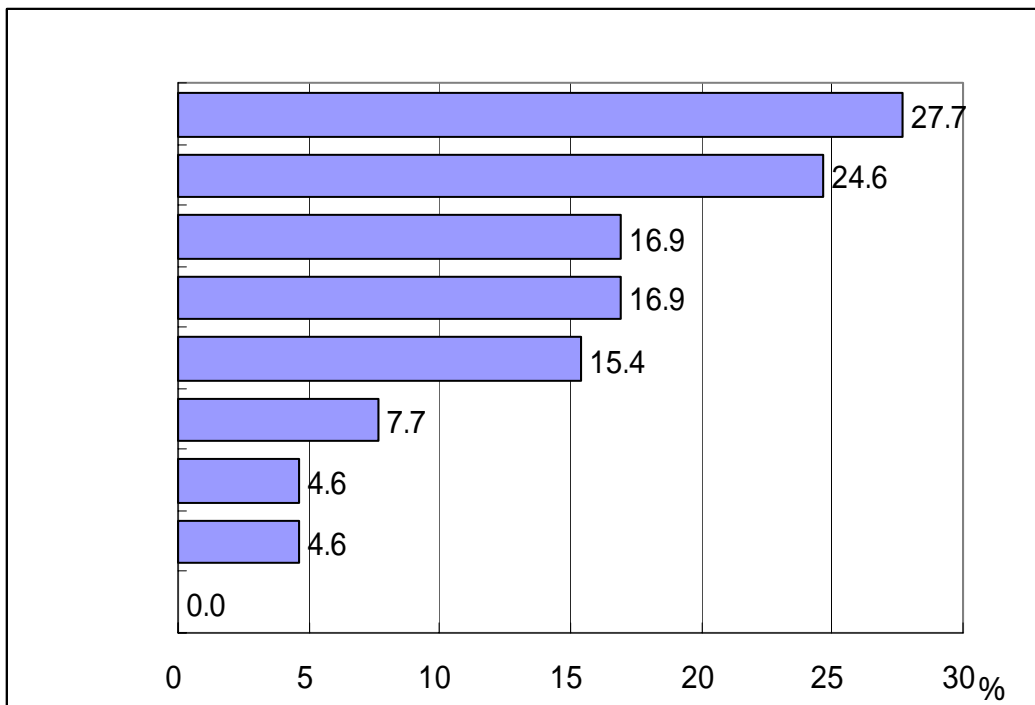
テレビ	27.7
ラジオ	9.2
新聞広告（紙面）	32.3
新聞広告（折込チラシ）	10.8
インターネット	69.2
雑誌広告	47.7
店頭に置くチラシ	30.8
店頭のポップ	30.8
その他	21.5
（内容）	
・ダイレクトメール・定期通信	
・カタログ	
・交通広告	
無回答	3.1



16 貴社の製品(健康食品)に関して、どういう広告が一番効果があると考えていますか。

(設問は複数回答ではないが、複数回答しているところあり。)

テレビ	27.7
ラジオ	0.0
新聞広告(紙面)	15.4
新聞広告(折込チラシ)	7.7
インターネット	16.9
雑誌広告	16.9
店頭に置くチラシ	4.6
店頭のポップ	4.6
その他	24.6
(内容)	
・ダイレクトメール	
・口コミ	
・雑誌の記事(広告用スペースではない)	
・交通広告	
無回答	6.2



17 健康食品に関して、都に対する要望がありましたら、御記入ください。

(窓口統一など、相談体制に関すること)

- ・法により窓口が様々なので、事前相談窓口を一本化してほしい。
- ・担当者の誰もが同じように対応できるように、統一してほしい。
- ・ホームページで、質問について対応してほしい。

(講習会や資料等に関すること)

- ・講習会の回数を増やして欲しい。
- ・正しい情報を早く流して欲しい。
- ・海外で医薬品として健康食品について使用されているものが、国内で許可されない理由について明確に説明が欲しい。
- ・分かりやすいホームページを活用させてもらっている。

(監視指導などに関すること)

- ・いわゆる健康食品等の虚偽・誇大広告の監視を強化して欲しい。
- ・表示の判断基準を明確に示して欲しい。

(都の施策などに対する要望)

- ・アンケートの集計結果を公表する際に、全体的なことについて設問毎の見解や意見などもつけて欲しい。
- ・高齢化に伴い、正しい健食の育成は医療費・税金の削減にも絡みがあり、経済効果もあることにより認識を深めて欲しい。
- ・健康を維持増進させるために役立つ選び方、使い方ができるように都民を育成して欲しい。長期にわたる政策が望まれる。
- ・消費者に必要な情報を得られる仕組みを第一に考慮して欲しい。現状、結果的に分かりにくい表示をせざるを得ず、消費者保護になっていない。
- ・消費者寄りでもなく、企業・団体寄りでもなく、専門家寄りでもない中立の立場、客観的・常識的な角度から、各方面の調整をして欲しい。
- ・業者の指導育成、そして安価に行える分析、臨床のネットワークを構築して欲しい。

(健康食品の制度などに関すること)

- ・取扱事業者やアドバイザーに関する資格を単純化(一本化)して欲しい。悪質業者が参入できない仕組みを作って欲しい。
- ・安全性が確保できた食品・素材に対して、学術論文などの紹介を条件付で許可してほしい(条件付トクホのように)。

18 健康食品に関して、メディアに対する要望がありましたら、御記入ください。

(過剰な報道に対する批判)

- ・ 過剰な効果が期待できるような表現は、つつしむべき。
- ・ 「良い」と言われれば、「良い!」と騒ぎ、「悪い」となれば、何でも「悪い!」と騒ぐのはいかがか。物事を(健食に限らず)、まず理解してから報道して欲しい。
- ・ 健康食品の良い面だけを過大に評価し放送している。医療との相乗効果(総合医療)も取り上げるべきだ。
- ・ 健康食品の持つ良い面と悪い面を公平に報道して欲しい。
- ・ ある特定の素材に偏って取材する傾向があり、市場の需要と供給のバランスが崩れていく。過度の情報提供により、消費者も惑わされる。メディアも自分たちの影響の深刻さを十分に自覚してほしい。
- ・ 拡大宣伝しているメーカー品の広告宣伝は控えるようにして欲しい。
- ・ 健康被害が発生した時の過剰すぎる報道、一般消費者に誤解を与えるような報道は止めて欲しい。
- ・ 健康番組で視聴者・消費者を煽り過ぎ
- ・ 健康食品 = 肝障害といったイメージを消費者に与えている。ウコンで肝障害などの記事が出ると、消費者は驚き問合せが殺到する。現実に因果関係がはっきりしないうちに発表するのは、どうか。

(正確な情報の提供)

- ・ 第三者機関として、食品の機能性に関する正しい情報を提供して頂くことを望む。
- ・ 消費者へ正しい情報を提供するようにして欲しい。(特に新聞広告などの表示に対して。)

19 健康食品に関して、医療関係者（消費者に対して正確な情報提供をすべき立場と思われる人たち）に対する要望がありましたら、御記入ください。

（正しい知識を持って欲しい）

- ・もっと関心を持ってもらい、自分の処方する薬との併用に問題があるかどうか、最低限のアドバイスは患者さんにしておいて欲しい。
- ・米国のように、食品栄養学をもっと学んで欲しい。
- ・健康食品をあまり良く思われていない人が多いと聞くので、もっと公平な情報提供をして欲しい。
- ・健食に対する知識と理解をもっといただきたい。
- ・代替医療についても、補完的医療として研究して欲しい。
- ・医薬品と同じような効果があってはいけないにもかかわらず、健食は効かない、安全ではないと思いきこんでいる医師が多い、一般的な健食の認識を持って欲しい。
- ・医薬品と健康食品との使用方法について、もっと耳を傾けて欲しい

（健康被害について）

- ・健康被害等の発生時、バックグラウンド等十分な検証のないまま、とりあえず健康食品に原因を求める場合が多いと感じられる。冷静・客観的な判断を要望。

（健康食品を使用してほしい）

- ・医療費の面を考えると、効果あるサプリメントを積極的に使用して欲しい。